

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

ゴルフ会員権と退職金の源泉徴収

Q：当社は、役員が退職する際、会社が購入した役員名義のゴルフ会員権を退職金の一部として支給しようと考えています。この場合の税務上の取扱いを教えてください。

A：退職時の時価による名義変更料相当の経済的利益と会員権本体価額の合計額が、退職金として源泉徴収の対象になります。

【解説】

会社役員が退職する際、それまで会社が所有していたゴルフ会員権を退職金の一部として現物支給するケースが増えているようです。

こうした場合、ゴルフ場のシステムの関係等で、会員権が役員個人の名義になっていれば、会員権の名義に異動がないため、実際には名義変更料は発生しないことになります。

しかし、退職金の源泉徴収に際しては、実際に名義変更料が発生していなくても、名義変更料相当の経済的利益の供与があったものとみなし、会員権本体価額とともに源泉徴収の対象になりますので注意が必要です。

これは、個人名義でしか会員登録を行えないというゴルフ場のシステムに起因するものに過ぎず、退職後のゴルフ会員権の利用はあくまで個人的に行われるものであることからしても、本来そのゴルフ会員権は名義変更料を負担した上で自己負担により購入されるべき性格のものであり、名義変更料を含めたゴルフ会員権の購入価額全体が退職した役員に対する退職金として源泉課税の対象となるというのが課税当局の見解です。

